

2023年8月21日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・イー・ティ
代表者名 代表取締役社長 房野 正幸
(コード番号 6228 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 問田 宗寿
T E L 0865-69-4080
U R L <https://www.globaljet.jp/>

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

本日2023年8月21日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当社普通株式は2021年3月29日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますが、当社は本日開催された取締役会において東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場している当社普通株式に関し、上場廃止をすることを決議しております。当該上場廃止の申請につきましては、本日別途公表した「東京証券取引所スタンダード市場への上場承認及びTOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご確認ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 600,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2023年9月5日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2023年9月22日 (金曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、2023年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 募集方法

発行価格での一般募集とし、株式会社 S B I 証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

(6) 発行価格

未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2023 年 9 月 14 日に決定する。)

(7) 申込期間 2023 年 9 月 15 日 (金曜日) から
2023 年 9 月 21 日 (木曜日) まで

(8) 申込株数単位 100 株

(9) 株式受渡期日 2023 年 9 月 25 日 (月曜日)

(10) 引受人の対価

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

(11) 払込取扱場所 株式会社広島銀行 笠岡中央支店

(12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 800,000 株

(2) 売出人及び売出株式数 大韓民国京畿道華城市安寧南路 132
ZEUS Co., Ltd. 800,000 株

(3) 売出方法

売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社 S B I 証券、大和証券株式会社、ひろぎん証券株式会社、みずほ証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、松井証券株式会社及びむさし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出株式の一部は、株式会社 S B I 証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

海外投資家に対して販売されることがある。

- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。

- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 210,000株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少する、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023年9月14日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 210,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2023年10月20日（金曜日）
- (4) 払込期日 2023年10月25日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、2023年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 割当先及び割当株式数

株式会社 S B I 証券 210,000 株

なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。

(7) 割当価格 未定（上記 1. における募集株式の引受価額と同一となる。）

(8) 申込株数単位 上記 1. における申込株数単位と同一である。

(9) 払込取扱場所 株式会社広島銀行 笠岡中央支店

(10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

(11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

(12) 上記 3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 600,000 株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 800,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 210,000 株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2023 年 9 月 7 日 (木曜日) から
2023 年 9 月 13 日 (水曜日) まで |
| (4) 価格決定日 | 2023 年 9 月 14 日 (木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2023 年 9 月 15 日 (金曜日) から
2023 年 9 月 21 日 (木曜日) まで |
| (6) 払込期日 | 2023 年 9 月 22 日 (金曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2023 年 9 月 25 日 (月曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が 210,000 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である ZEUS Co., Ltd. (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023 年 8 月 21 日開催の取締役会において、株式会社 S B I 証券を割当先とする当社普通株式 210,000 株の第三者割当増資 (以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、株式会社 S B I 証券は、2023 年 9 月 25 日 (上場日) から 2023 年 10 月 20 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

株式会社 S B I 証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じな

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

い予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,890,000株
公募による新株式発行による増加株式数	600,000株
公募後の発行済株式総数	4,490,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	210,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	4,700,000株(最大)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済み株式数は、上記「4. 第三者割当増資による募集株式発行の件」の募集株式の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエーションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額2,525,460千円に、第三者割当増資の手取概算額上限894,516千円(※)と合わせて、全額を設備資金に充当する予定であります。

設備投資の具体的な使途としましては、半導体事業の半導体洗浄装置の生産能力の強化および生産性向上のための生産工程開発、また半導体洗浄装置やリチウムイオン電池検査・製造装置に係る技術開発施設の強化を目的として、新たに用地を取得の上、新本社工場を建築する予定であり、用地の取得および都市計画法に係る開発許可申請等に500,000千円(2024年12月期に500,000千円)、建屋建築に2,919,976千円(2024年12月期に1,000,000千円、2025年12月期以降に1,919,976千円)を充当する予定であります。

(※) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,630円)を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 内部留保資金の使途

成長過程にある現時点の当社においては、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結ベースで計算した配当性向 20%程度を目安に安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益	270.11円	259.03円	360.52円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	124円 (－円)	127円 (－円)
実績配当性向	－%	23.9%	17.6%
自己資本当期純利益率	10.4%	17.2%	20.4%
純資産配当率	－%	3.8%	3.3%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割が2021年12月期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しており、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、1株当たりの配当額については、ACアーネスト監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益	135.06円	259.03円	360.52円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	62円 (－円)	63.5円 (－円)

5. 東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は、公募による募集発行株式及び売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所市場への上場を予定しております。なお、当社普通株式は2021年3月29日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日の前日（2023年9月24日）付でTOKYO PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

6. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるZEUS Co., Ltd.並びに当社株主である房野正幸、平井洋行、増田隆、問田宗寿、小野保、今井志郎、HiCAP3号投資事業有限責任組合、及び当社は、主幹事会社に対し、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日である2023年9月24日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるZEUS Co., Ltd.並びに当社株主である房野正幸、平井洋行、増田隆、問田宗寿、小野保及び今井志郎は、主幹事会社に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年3月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるHiCAP3号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2023年12月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2024 年 3 月 22 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。